
取扱商品の選定について

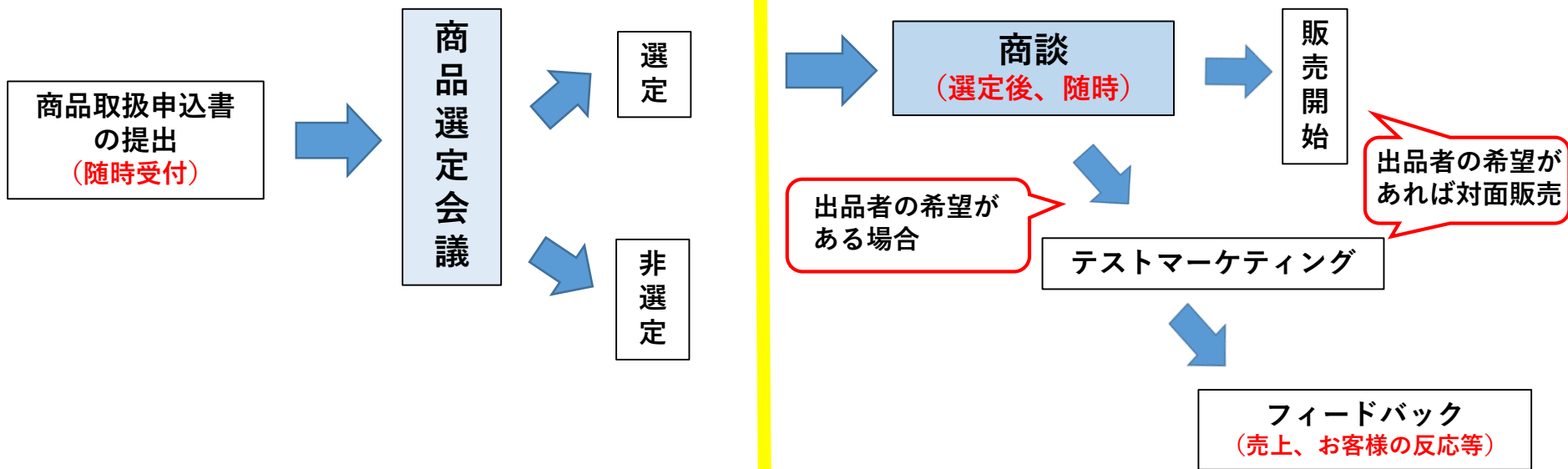
三重県雇用経済部県産品振興課



首都圏営業拠点「三重テラス」の商品取扱の流れ

県
運営事業者

運営事業者
出品事業者



・商品取扱申込書を県へ提出。テストマーケティング・対面販売を希望する場合は、申込書の希望欄に記入。

・県と運営事業者で構成する商品選定会議において、出品要領に規定する条件を満たすか審議し、取扱候補商品を選定。

・県より結果通知。

・選定された商品について、運営事業者と出品事業者による商談において、取扱条件や販売開始時期等を協議。

・商談が整った商品については、旬の時期、売り場の状況なども踏まえて、三重テラスにて販売またはテストマーケティングを開始。

・出品者の希望がある場合、運営事業者と協議の上、対面販売も実施。

・テストマーケティングの場合は、運営事業者によるフィードバック後、今後の取扱について再商談。

1. 対象商品について①

1. 次の各号のいずれかに該当する商品であること。

①農林水産物については、**三重県内で生産、収穫されたものであること。**

②農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については次のとおり。

- ✓商品の**主要な原材料が三重県産**であって、商品の**製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。**
- ✓商品の**主要な原材料が三重県産**であって、**県外の事業者により製造または加工された商品の場合、商品の販売が県内事業者によって行われていること。**
- ✓商品の**主要な原材料が県外産**であっても、その**製造または加工の最終段階を県内事業者が行っているか若しくはその販売を県内事業者が行っていること。**（ただし、三重県らしさなど三重県のPR、イメージアップにつながる商品であること。）

1. 対象商品について②

2. 前ページ1. に掲げるもの以外の商品で、首都圏営業拠点運営総括監（以下、「運営総括監」という。）が必要と認めるもの。

3. 安全安心のため、次の各号のすべてを満たしていること。

①食品衛生法、J A S法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、J I S規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

②品質・衛生管理が適正に行われていること。（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること。）

③P L保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。

④知的財産権に関する法令等に違反していないこと。

⑤発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。

⑥公序良俗に反しないものであること。

4. 可能な限りSDG s やエシカルへの貢献等に配慮した商品開発や提供方法に努めていること。

2. 申込資格

1. 三重県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
2. 前ページ 2. に該当する商品を出品しようとする者で運営総括監が認める者

3. 取扱商品の申込・選定手続きー①

1. 商品取扱申込書の提出

首都圏営業拠点での商品取扱いを希望する方は、「商品取扱申込書」と「同意書」を県産品振興課（三重県庁8階）まで郵送、電子メール、もしくは持参してください。また、複数の商品を申し込む場合は、希望優先順位を記載してください。

2. 内容のチェック

提出のあった「商品取扱申込書」の内容が、出品要領や本手引きの条件等に合致しているか、また記載漏れがないかチェックします。不具合があった場合は連絡します。

3. 取扱商品の申込・選定手続きー②

3. サンプル等の確認

出品申込のあった商品について、必要に応じて商品サンプルの確認やヒアリング等を行います。

商品サンプルについては、無償で提供してください。ただし、工芸品等高額なもので、三重県が特に返却すると認めたものは除きます。

4. 商品選定会議

三重県は、出品申込のあった商品について県産品振興課と運営事業者で構成する「商品選定会議（以下「選定会議」という。）」を開催し、必要に応じて外部有識者等の意見を聴取して商品を選定します。

なお、選定会議は申込状況を勘案しながら適宜開催します。

4. 取引条件—①

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、運営事業者と出品者間の協議により決定してください。なお、商品の取扱期間及び決済については、次ページの1. 2. の条件とします。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとします。なお、これらの協議について三重県は関与しませんが、協議の結果や取扱状況については運営事業者より共有されます。

4. 取引条件—②

1. 商品の取扱期間

事故等特段の事由がない限り、原則として最短3か月間は取り扱うものとし
ます。ただし、供給可能期間が3か月に満たないもの等についてはこの限りでは
ありません。

取扱期間の延長については、販売実績や顧客評価、商品構成等により決定し
ます。

2. 決済（支払サイト）

月末締め翌月末支払を原則とし、銀行振込とします。

5. テストマーケティング①

●制度の概要

三重県内に事務所または事業者を有する個人、法人、その他の団体が生産・製造または販売する県産品について、首都圏営業拠点でテストマーケティングを行うことにより、新商品開発、商品のブラッシュアップ、販路開拓等に役立てることを目的とする制度です。

選定会議で選定された商品の取扱条件等を運営事業者と出品者で商談をしていた際に、出品者が希望する場合は、テストマーケティングについても協議していただきます。なお、これらの協議について三重県は関与しませんが、商談結果やフィードバック内容については運営事業者より共有されます。

5. テストマーケティング②

- テストマーケティングを希望する場合は、商品取扱申込書「テストマーケティング」欄に記入してください。
- テストマーケティング対象商品は、運営事業者と出品者の商談により決定します。
- テストマーケティングの期間および販売条件等は運営事業者と出品者の商談により決定します。
- 期間終了後に売上やお客様の反応などを運営事業者よりフィードバックします。
- 期間終了後に運営事業者と改めてその後の取扱について商談をしていただきます。

6. 対面販売①

●制度の概要

首都圏営業拠点で出品者が対面販売を行うことで、商品の背景やストーリー、生産者の思いなどを伝えるとともに、お客様の反応を体感することで、商品のブラッシュアップ、販路拡大等に役立てることを目的とする制度です。

選定会議で選定された商品の取扱条件等を運営事業者と出品者で商談をしていただく際に、対面販売についても協議していただきます。なお、これらの協議について三重県は関与しませんが、商談結果等については運営事業者より共有されます。

6. 対面販売②

- 対面販売を希望する場合は、商品取扱申込書「対面販売」欄に記入してください。
- 対面販売対象商品は、運営事業者と出品者の商談により決定します。
- 対面販売の時期および期間等は運営事業者と出品者の商談により決定します。

今後のスケジュール

商品取扱を希望する事業者においては、以下のスケジュールのとおり手続きを進めます。

